
2019 年度 立正大学外部評価委員会 報告書

CONTENTS

A. 2019(令和元)年度 立正大学外部評価委員会について	1
B. 立正大学外部評価委員	2
C. 学生支援に関する方針	2
D. 立正大学障害学生支援室規程	3
E. 概要報告・意見交換.....	5
F. 2019(令和元)年度外部評価委員会を実施して.....	20

立正大学

A. 2019(令和元)年度 立正大学外部評価委員会について

1. 立正大学外部評価委員会

立正大学自己点検・評価の実施に関する規程第6条および立正大学大学院自己点検・評価の実施に関する規程第6条ならびに内部質保証に関する方針第1項に基づき、本学が実施する自己点検・評価について学外の学識経験者・有識者等の第三者による検証および評価を実施し、本学の教育・研究等の質の向上を目的に設置された委員会です。2018年度より第4期の委員となっております。※委員任期：2年/期

2. 2019年度第1回外部評価委員会の実施について

昨年度に引き続き意見交換を主体とした形式にて委員会を実施することで、本学の課題を確認した上でその対応策、改善策を議論し有効な意見、提言を得ることを目指しました。

第1回外部評価委員会は大学基準7「学生支援」より「多様な学生の修学支援について」を選定テーマとし、大学評価結果を含む本学の認識している課題とその現状について意見交換を実施し、課題の把握・共有及び具体的な改善方策の一助とすることを具体的な目的としました。

外部評価委員は、大学・学校関係者4名に加え、地域および経済・産業界の関係者3名を含む計7名で構成され、「教育現場からの視点」に加え、「社会からの視点」も併せて取り込みました。各委員は、書面による内容確認、検証を事前に行い、委員会当日は学生担当副学長による概要報告および障害学生支援室長による概要報告、学生カウンセリングルームによる概要報告を受けた上で、本学関係者との意見交換を実施しました。

3. 実施概要

A. 実施日時：2019年9月10日 13:30～16:50

B. 実施会場：立正大学品川キャンパス1号館第7会議室B

C. 当日スケジュール

時 間	項 目	概 要
13:30～13:35	挨拶・委員紹介	挨拶と外部評価委員の紹介
13:35～13:45	委員・参加者紹介	
13:45～14:45	概要報告	担当責任者より、本学における大学全体の修学支援についておよび学生カウンセリングルームの取り組み、また、障害学生支援室の取り組みについて報告
15:00～16:30	意見交換	概要報告に基づいて意見交換を実施
16:30～16:45	委員コメント	
16:45～16:50	学長挨拶	吉川学長による挨拶
16:50	閉会	

B. 立正大学外部評価委員

2019年9月10日実施 外部評価委員会 担当委員

職名	氏名	肩書
委員長	前田 早苗	千葉大学 国際教養学部 教授
委員	藤間 憲一	熊谷商工会議所 会頭
委員	樋口 元	京華女子中学・高等学校 教頭
委員	松尾 哲矢	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授
委員	松下 和彦	株式会社船井総合研究所 上席コンサルタント
委員	守田 正夫	城南信用金庫 常勤監事

※敬称略、氏名 50 音順
※肩書は 2019 年 9 月 10 日現在

C. 学生支援に関する方針

本学は、理念・目的の実現に向け、学生一人ひとりが安心・安全にして充実したキャンパスライフを送り、希望する進路に進むことができるよう、学生支援に関する方針を、次の通り定めます。

1. 修学支援

1-1. 支援体制

各関係部署が連携し、教職員が協働する修学支援体制を整えます。

1-2. 留年・休学・退学

学生の留年・休学・退学の状況をその属性に応じて把握し、その有効かつ適切な軽減策を講じることに努めます。

1-3. 高大接続・各種相談体制

入学前教育、リメディアル教育および初年次教育を充実させ、中等教育と高等教育の円滑な接続に努めます。また、各種ガイダンス、履修相談、オフィスアワー、その他適切な修学相談体制の確立に努めます。

1-4. 障害のある学生

障害のある学生に対する全学的な修学支援体制を段階的に整えます。

1-5. 経済的支援

学生の多様な修学支援ニーズに応じ、奨学金その他の経済的支援のための多様な制度を構築します。

2. 生活支援

2-1. 課外活動

課外活動は人間力や社会人基礎力を養う機能を有するものであり、これを教育の一環として位置づけ、サークル活動およびボランティア活動を支援します。

2-2. 健康相談・メンタルケア・感染症対応

保健室を中心とした初期の健康相談・対応体制の充実を図ります。特にメンタルケアについては、保健室とカウンセリングルームの機能を連携・強化し、心や適応の悩みを抱える学生の相談体制を整えます。また、感染症の予防と感染時の対応についての啓発と実際の迅速な対処に努めます。

2-3. ハラスメント防止

学生・教職員など本学のすべての構成員に対し、ハラスメント防止のための啓発に注力します。また、ハラスメント相談機能を強化するとともに、具体的な事案が生じた場合には所定の規定・手続・基準に従って適切に対処します。

3. 進路支援

3-1. キャリア教育

社会的・職業的自立のための指導を教育の一環として位置づけ、入学から卒業に至るまで、正課の教育課程と連携した系統的な就業力育成支援を行います。

3-2. キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質・能力を形成できるよう、相談、助言、情報提供等の支援を行います。また、キャリア開発システムを活用して、各部署と連携した学生一人ひとりの進路実現を支援します。

D. 立正大学障害学生支援室規程

(目的)

第1条 立正大学は、建学の精神に則り、立正大学における障害学生支援に関する対応指針（以下「対応指針」という。）に則して、障害のある学生（以下「障害学生」という。）が学修および研究を行ううえで必要な支援を行うとともに、各部署と連携し、本学における障害学生への支援の充実に努めることを目的とし、立正大学障害学生支援室（以下「学生支援室」という。）を置く。

(定義)

第2条 「障害学生」とは、障害者基本法に定める、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により本学において学修および研究を行うに当たり、長期的または一時的に相当な制限を受ける状態にある者で、本人が支援を受けることを希望した者をいう。（業務）

第3条 学生支援室は、次の各号に掲げる事項に関して関連する部署と連携・調整し支援に関する業務を行う。

- (1) 障害のある入学希望者との事前相談に関すること。
- (2) 障害学生からの修学等の相談に関すること。
- (3) 障害学生を支援する学生の養成および派遣に関すること。
- (4) 障害学生の支援方策および実施計画の立案に関すること。
- (5) 障害学生が使用する教育補助機器等の管理および利用に関すること。
- (6) 障害学生の教育方法および施設・設備の改善等の提言に関すること。
- (7) 障害学生の支援に係る情報公開、外部機関との連絡・調整、学内外の周知・広報に関すること。
- (8) 障害学生支援協議会に関すること。

(構成)

第4条 学生支援室は次に掲げる者からなる。

- (1) 室長 1名
- (2) チーフコーディネーター 1名
- (3) コーディネーター
- (4) その他必要な職員

(室長)

第5条 室長は、全学協議会に諮り、本学専任教員より学長が任命する。室長の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 室長は、対応指針に則した学生支援室業務の適切かつ円滑な遂行を包括的に監督し、障害学生支援協議会を構成する機関との緊密な連絡調整を推進する。

(チーフコーディネーターおよびコーディネーター)

第6条 コーディネーターは、学生支援室業務の企画・立案・遂行に携わり、業務環境の整備を行う。

2 コーディネーターのうち1名をチーフコーディネーターとし、コーディネーター間の情報共有を図るとともに、学生支援室業務を推進する。

(コア・チーム)

第7条 障害学生の修学支援に関し、合理的配慮の決定から実施、確認を円滑に行うため、学生支援室に、学生支援コア・チームを実行機関として編成する。同コア・チームは、学生担当副学長および障害学生支援協議会の責任のもと、運営されるものとする。なお、その詳細は別に定める「立正大学障害学生支援コア・チーム設置申し合わせ」による。

(基本的事項等の審議)

第8条 障害のある学生の修学支援に関する基本的事項、学生支援室の運営に関する重要事項等は、障害学生支援協議会の議を経るものとする。

(事務所管)

第9条 学生支援室に関する事務については、学生部が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、障害学生支援協議会および全学協議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

E. 概要報告・意見交換

日付	2019年9月10日	時間	13:45~16:50	記録	学長室総合経営企画課	小林 あい
場所	品川キャンパス 第7会議室A(1号館4階)					
外部評価 委員	委員長	前田 早苗	千葉大学 国際教養学部 教授			
	委員	藤間 憲一	熊谷商工会議所 会頭			
	委員	樋口 元	京華女子中学・高等学校 教頭			
	委員	松尾 哲矢	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授			
	委員	松下 和彦	株式会社船井総合研究所 上席コンサルタント			
	委員	守田 正夫	城南信用金庫 常勤監事			
立正大学 出席者	学長	吉川 洋	副学長 自己点検・評価担当	宮川 幸三		
	副学長 学生担当	川口 真一	仏教学部 講師	庄司 史生		
	文学部 准教授	中井 理香	文学部 専任講師	木村 史人		
	経済学部 教授	ホーマン由佳	経営学部 教授	西岡 由美		
	法学部 教授	李 斗領	社会福祉学部 准教授	児嶋 芳郎		
	地球環境科学部長	鈴木 厚志	心理学部 教授	高比良 美詠子		
	学事部長	末岡 諭	学事部 学事課長	伊勢崎 奈津子		
	学生部長	室井 忠彦	学生部 学生生活課長	石川 泰巳		
	学生部 学生生活課長	若島 大輔	障害学生支援室長	篠田 晴男		
	カウンセラー	平谷 結子	カウンセラー	住沢 佳子		
	学長室 総合経営企画課長	池田 智				
事務局	学長室 総合経営企画課	岩附 良太	学長室 総合経営企画課	大石 大祐		
	学長室 総合経営企画課	柴 真由美	学長室 総合経営企画課	佐々木 愛美		
	学長室 総合経営企画課	小林 あい				

順不同、敬称略

【開会】

1. 外部評価委員紹介
2. 立正大学 自己点検・評価担当副学長 挨拶

【内容】

・出席者の紹介

1. 概要報告

(川口真一学生生活担当副学長)

<大学全体の修学支援について>

《方針・組織》

- ・本学の学生支援に関する方針は、ホームページの大学紹介にて公表している。修学支援、生活支援、進路支援の3つの項目別に記載している。
- ・支援体制、人員構成については、以下、3つの組織がある。
 1. 障害学生支援室(非常勤スタッフ5名：品川3名、熊谷2名)
 2. カウセンリングルーム(非常勤スタッフ9名：品川6名、熊谷3名)
 3. 保健室(教員：6名：品川3名、熊谷3名)。

《相談者数・相談内容・対応方法》

- ・障害学生支援室の相談学生が増えており、特に熊谷での相談件数が増加している。今後、新学部が設置されれば今の体制では追いつかないと予想される。また、個人情報保護の観点より、それぞれの組織が独立して修学支援を行っているが、連携が必要であるため学生生活課を交えて定期的に情報交換を行っている。
- ・障害学生支援室、カウセンリングルーム、保健室で扱う重篤な症状の学生については、個人情報保護に差し支えない範囲で、各学部の事務室にも情報を共有し、大学全体で学生支援を行っている。

《周知方法》

- ・大学の入学年次に、新入生ガイダンスにおいて、3組織の紹介を行っている。その際に、カウセンリングルームのカウンセラー、障害学生支援室のコーディネーターが登壇し、各組織の役割、使用方法の説明を行っている。なお、コーディネーターの説明は品川キャンパスのみで行っている。2年生以上の学生に対しては、新年度毎に開催される学部学科ガイダンスにて、「学生生活ハンドブック」を配付し、記載されている内容を確認してもらっている。
- ・3組織(障害学生支援室、カウセンリングルーム、保健室)については、全学的な周知が足りていないということがアンケート結果より読み取れる。
- ・年度始めのガイダンスだけではなく、掲示板等を利用して年間を通して3組織の役割、利用方法の周知を行っていく予定である。

《奨学金》

- ・高等教育無償化制度が開始されるが、その支援だけでは学生個々の家庭の経済状況のカバーはできないと考え、無償化という援助の網からこぼれ落ちてしまった学生に対して、今後も奨学金という形で経済支援を行うことを検討中である。
- ・これまで本学では奨学金は広く浅く配付していた。今後は、集中的に上位層に資金を投入していく案が

あり、支援を受けた学生が社会で活躍する流れになっていけばいいのではないかと考えている。政府の制度改正を含めて今後検討していきたい。

《今後の課題・問題点》

- ・最近のLGBT等の相談を、どの組織で受けていくのかという問題や、個人情報保護の問題があるが、時代に対応していく必要があるだろうと感じている。
- ・先生によって対応が変わるなど、大学全体として統一的な支援は行われていないと感じている。
- ・カウセンリングルームは、施設のにも手狭であり、設備的にも充分ではない。関係部署と調整しながら、対応可能なものから改善していく予定。

(学生カウセンリングルーム 品川担当：平谷 結子、熊谷担当：住沢 佳子)

<学生カウンセリングルームの取り組み>

《体制》

- ・週6日間(月～土)開室している。夏季休暇などの長期休暇中は原則的に閉室しているが必要に応じて何日か開室している。
- ・今年の4月から熊谷キャンパスでは精神科のある契約病院を3つに増やした。契約病院は優先的に対応してくれることが多い。

《利用状況》

- ・毎年増加傾向である。
- ・1人の学生が1、2回の短期利用ではなく、長期に渡って利用している学生が増えている。
- ・1人の学生に対して、学生生活課や障害学生支援室、各学部の事務室の教職員、保護者、医療機関と、様々な機関と連携して対応することが多くなっている。
- ・原則、面談は予約制で、約50分までとなっているが、予約時間外の来訪も多く、数字に表れてこない部分がある。相談需要が高い状況が続いている。
- ・熊谷では、ケースカンファレンスを月に1回行っている。学生部の部課長とカウンセラーで、適宜、相談内容などの情報共有を行っている。集団守秘義務の中で職員とも情報を共有している。ケースカンファレンスを行うことで、相談者の突然の来訪に対して職員がプチカウンセラーとして対応できる体制を作っている。
- ・緊急事態の発生(オーバードーズ、保護者からの問い合わせ)に応じて、カウンセラーや学生生活課職員が学生寮(ユニデンス)の個室に足を運ぶことが多くなった。

《利用学生の特徴》

- ・通信制高校出身の来室者が増加している。
- ・入学以前から精神疾患があり、現在通院中、通院歴がある学生が増えている。
- ・小・中・高に不登校の経験があり、学校への適応が難しく、既にスクールカウンセラーの支援を受けており、大学でも同じように協力的な支援を希望する学生が増加している。
- ・家庭環境が複雑、あるいは恵まれない中で経済的な困難さ、自立の困難さ、精神的な不安定さを抱える学生が増加している。
- ・発達障害があり、障害学支援室の支援を受けていたが、精神的に不安定でカウンセリングも必要な学生が増えている。
- ・発達障害の疑いはあるが本人にその自覚がなく、なかなか障害学生支援室まで結びつかず、カウンセリングルームで対応している学生がいる。
- ・LGBTの傾向がある学生が増えている。
- ・希死念慮がある、自殺未遂をした、幻聴・幻覚があるなどの疑いがある相談者がみられる。

- ・親からの虐待、他者へ攻撃的になってしまう、といった本人と他者との安全に関わる問題も増えており、緊急対応が必要な場合がある。
- ・熊谷の特徴として、学生寮(ユニデンス)がある。長期休暇でも帰省しない学生がいる。帰省しない理由は以下3つほどある。1. アルバイト、2. 家に居場所がない(プライベートな空間がない、親との仲が悪い)、3. 寮にいてくれた方が楽(保護者の意見)、以上の理由により、長期休暇中でも開室の必要性を感じている。
- ・学生寮にいる学生で、オーバードーズ(薬を飲み過ぎてしまう)や部屋が非常に散らかっている様子から、何らかの精神的疾患が疑われる症状で、ケースによっては精神科病院と連携する場合が最近でできた。

《保護者、教職員からの相談》

- ・保護者の相談は不登校の相談が多い。保護者が遠方の場合が多く、学生と連絡がつかず、また授業に出ているか心配して利用する。ここ数年は、両親揃って相談、カウンセリングを受けることも増えている。
- ・教職員の相談はコンサルテーションが多い。困っている学生や気になる学生の対応をどうしたらいいか話し合うことが多い。

《今後の課題》

- ・カウンセリングルームのサポートだけではなく、大学全体で連携してサポートする必要がある学生が増えている。
- ・障害学生支援室や保健室とは定期的に月1回程度、相談状況や連携サポートの必要な学生の情報交換を行っている。個別の学生に関する情報共有は、適宜、各部署が行っている。精神科医の先生とも必要に応じて相談するようにしている。
- ・学内の情報共有は、個人情報保護、カウンセリングルームにおける守秘義務との兼ね合いもあり難しいが、カウンセリングルームでは、できるだけ相談学生本人の同意をとって情報共有をするようにしている。同意を得ることが難しいケースは、学内での集団守秘義務の範囲内で対応するケースが増えている。
- ・相談に来る学生は今後も増える傾向にある。希望する予約を取れない場合は、時間を短縮して対応している。
- ・部屋が狭く、距離感が近いため圧迫感を感じる学生もいる。両親と相談にくる場合もあるため広い部屋が望まれる。
- ・時代の変化とともに、カウンセリングルームのあり方を考えていかなければならないと感じている。
- ・学生寮はプライベートが守られている反面、何をしているのか分からない。プライバシーを守る必要性はあるが、何らかの方法で定期的に点検をして、気になる学生をピックアップし、早期救出することができるのではないかと考える。
- ・学生支援士を増やしていくことも検討事項にあげることができるかもしれない。

(障害学生支援室長：篠田 晴男、学生部長：室井 忠彦)

<障害学生支援室の取り組み>

《国内における支援体制整備の動向》

- ・障害者差別解消法の施行に伴い、3年前から各大学に「障害学生支援室の体制整備」が求められている。本学では、私立大学では努力義務とされてきた「合理的配慮」を、法的義務を前提として進めていこうと体制整備をしてきた。
- ・合理的配慮のラインの引き方は難しいと感じている。

《利用者数の推移と障害種別》

- ・平成27年度に障害学生支援室が開室され、利用者数は平成30年度で約100名程度が利用した。
- ・品川キャンパスでは精神・発達障害の学生、熊谷キャンパスでは、聴覚障害の学生を中心に、年々増加している。

- ・1万人規模の大学(大規模大学)である本学では、約1%が利用している。全国でみても利用者は年々増加しており、約1%が対象となっている。
- ・障害者種別の特徴に、全国では、「病弱・虚弱」の学生増えているが、本学では「病弱・虚弱」は限定的で、カウントしきれっていないほどである。「精神・発達障害」の学生が極めて多いことが本学の特徴である。
- ・対応件数は、年々増加している。3年前の開室当初に比べて約2倍となっている。

《支援体制》

- ・障害学生に関わる教職員や、学生カウンセリングルームとも連携しながら、所属する学部・研究科の教職員の担当者と一つのチームを組んで対応を進めている。
- ・学長室直轄で、担当副学長が主催している障害学生支援協議会が学生生活課と連携しながら全学的な課題を検討している。

《関連規程・啓発活動》

- ・対応指針はホームページ上に公表している。
- ・「～教育上多大な影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。」この一文が、どういったものにも入っている。合理的配慮は本質的な変更を求めるものではないが、どこまでやるのかという対応の難しさを感じている。
- ・紛争事案等解決委員会に関する規程もあり、建設的な対話につとめることとしている。これらはすべて学内で共有され、学外にも発信されている。
- ・入学ガイダンスに参画して、説明を行っているが周知がまだ不足している。ホームページについては検討課題であるが、今後公開情報とし、そこに必要な支援機器等も盛り込んでいければと考えている。

《各キャンパスと障害学生支援室メンバー》

- ・学生数が、品川6学部8,000人、熊谷2学部2,000人がおり、障害学生支援室のメンバーは、現在非常勤コーディネーターが5名、兼任室長が1名の体制であり、非常勤コーディネーターは品川に3名、熊谷に2名である。
- ・品川では心理学部、熊谷では社会福祉学部と、それぞれにヒューマンケアの学部があることが、支援をするための基盤となっている。支援は建学の精神にも関わる部分だと思っている。

《障害学生支援室の特徴》

- ・本学のコーディネーターは、複数の専門職からなる職種連携が強みである。一方でそれぞれのバックグラウンドの違いもあり、共通の専門性を獲得するための研修を含めて、一枚岩となって支援を行っているようにしている。
- ・倫理的な側面に配慮しながら、データベースを使って支援情報は管理され、共有されている。対応する人が替わっても、同じ対応となるようにしている。
- ・熊谷で遠隔システムを利用して、品川と情報共有会議を行っている。また、品川キャンパスのスタッフが、熊谷キャンパスに出校するなど、対応の格差が出ないように、品川、熊谷の情報共有をしながら対応している。

《障害学生支援室の物理的環境》

- ・熊谷は比較的スペースに恵まれているが、品川は狭く、学生があふれてしまっている。

《障害学生支援室コーディネーション業務》

- ・一般に、コーディネーションの業務は拡大する一方で、調査報告の中には、100を超える業務内容が指摘されている。
- ・特色を上げると、「インテーク面接」にはじまり、いわゆる、配慮要請情報の提供がある。これには、単

位取得状況等、学事情報とのアクセスは不可避であり、シラバスの読み込み業務がコーディネーターには不可欠となってきた。カウンセラーの場合、シラバス本編は読まなくていいが、「合理的配慮」のためには、シラバスにある本質的な部分を明確に理解しないと、配慮要請ができない場合がある。

- ・支援機器の導入管理、バリアフリーチェックもコーディネーターが行っている。パソコンを使った様々な事務的業務ができないと対応できないなど、テクニカルな部分も求められている。

《障害学生支援室利用学生の特徴(障害種別)》

- ・最近話題になっているのが、「ASD(自閉症スペクトラム障害)」等、対人関係の空気が読めないと言われた学生が多い。その他、発達障害の中で、「ADHD(注意欠如、多動性障害)」、「SLD(限局性学習障害)」が増えてきている。
- ・発達障害の学生は、ほぼ精神面の問題を併存してもっている。カウンセリングルームのカウンセラーと障害学生支援室のコーディネーターで連携して支援をしている。

《評価・支援システムの導入と開発》

- ・本学では、発達障害のある、発達障害が疑われる学生に幅広く対応できるように、障害学生支援室では自己決定や成長支援を行っている。成長支援のためにはアセスメントが不可欠である。国内では青年期に特化したアセスメントはなく、国内の他大学等とも共同で開発を進めている。
- ・ゆるやかな成長を支える上で、支援室では「居場所支援」も行っている。
- ・支援システムとして、拡大読書器などの支援機器等様々なものを導入しながら対応している。

《課題》

- ・多岐に渡る業務への対応を非常勤という厳しい勤務状況で対応している。
- ・また、コーディネーターの専門性をどうフォローしていくか、向上させていくかも、不可欠の問題であると感じている。多様な支援ニーズのある学生への全学的な理解、FDで共有される特定の課題など、どちらとも優先されるべき課題であり対応は難しい状況である。

<総括>

- ・学生への対応については、社会に出るまでの最後の教育機関であることも考慮しながら、対応していく必要があると考えている。学生個々人の心身の支援ニーズ対応だけではなく、社会の中で適応していきける人物として、どう送り出していくかという問題があると感じており、DP・CPにも関わることだと思う。合理的配慮を意識しながら、日々の業務、対応をしている現状である。

2. 意見交換 ※以下、敬称略。●：外部評価委員、○：立正大学出席者

- 前田：最初に、概要報告にあったことは、出席者は既に知っていたのか、初めて知ったのかを、質保証の観点から、学内で情報共有することはとても大事であることからお聞きしたい。
- 宮川：今日が初めてではないが、4月に副学長になってから知った。学部の教員であった頃は、例えば、熊谷であれば教員と連携してという話があったが、私自身、学生にカウンセリングルームに行った方がいいなどと話したこともなく、実態はよく分かっていなかった。品川と熊谷の相談件数の話があったと思うが、全体学生数に対して、熊谷が多く、品川が少ないというのが印象的であった。教員数は品川が多いので、関心をもっていない教員がある程度いるかもしれないと思った。そういったことから、確かに情報共有に課題があるのではないかと感じた。
- 庄司：私は、障害学生支援協議会のメンバーであるため、今回の概要報告の内容については知っていた。仏教学部の教員については、定期的に学部のFD研修会で障害学生支援について取り上げており、今年も前期に全員参加で今回の話を共有した。
- 木村：私も障害学生支援協議会のメンバーであるため知っていた。以前も、個人的に気にかけていた学

生が、様々な支援を受けていた関係で、おおよその仕組み等は知っていた。文学部全体としては、こういったシステムがあるという情報は恐らく共有されている。ただ、トラブルがあったときに、どういったところに行けばいいか等の具体的なことは、知っている情報、対応に幅がある印象である。

- 中井：文学部は、哲学科、史学科、文学科、社会学科と大所帯の学部である。自分の担当している所属学科の学生以外の学生とも接する機会が多く、学生に関する情報共有では難しいところがある。授業をしている中で、他学科の学生が実は多動性障害をもっていたなど、後で知ることもあった。学部の中で、その学生に対してどう対応していくか等、一緒に考えていくことが時間的な面で厳しかった。また聴覚障害のある学生の入試の面接員になったことがあるが、対応は担当した面接官に任されている状態であった。学科の中でもどうしていったらいいだろうかと何度も検討したが、大所帯であるが故に、対応の負担や、難しさを抱えている。今回の話も伺ってはいたが、やはり、カウンセリングリングルーム等の先生方の環境改善やその専門性に頼っていけるような仕組みが作られると、教職員一体となって、対応していけるのではないかと感じた。
- ホーマン：学生担当ではあるが障害支援は専門外で、今回の場はとても勉強になった。特に障害学生支援室のコーディネーション業務が機能していたことを知り、驚き、この場に参加できて良かった。自分は経済学部で英語を教えているが、学生の中には英語は好きだが、グループディスカッション等の他者との関係を築くのが苦手な学生が多くいる。英語を読んだり、書いたりする等の一人で行う作業には積極的であるが、英語で話してコミュニケーションを取っていくことが苦手で、苦労しているようであった。そのような多くいる学生の中で、英語は本当に好きで、一人で英語を話すことはできるが、ディスカッション形式で自分の意見を言うていくことに苦労していたある学生が、「みんなと話すのとにかく体が縮こまってしまって、相手に対して受け身になってしまう」という相談があったが、専門的な対応が必要である相談であったので、カウンセリングルーム等に行くように促した。この経験から、このような学生が、どういうカウンセリングのプロセスがあったのか知っていれば、カウンセリングルームと連携して対応ができたかもしれないので、カウンセリングの内容を、今後共有できる機会があればいいと思う。また別件で、英語を勉強したいが、聴覚障害等がある学生に対して、教員はどういったサポートをしてあげられるのか知りたい。支援機器等を使ってフォローできるのかどうか、専門的ではないので、専門的な先生から情報を教えていただけるような機会が、将来的にできると良いのではないかと感じた。
- 西岡：私も障害学生支援協議会のメンバーなので今回の内容は知っていた。協議会メンバーになる以前も、ゼミに所属している学生が、カウンセリングルームにお世話になっていることがあり、その学生の対応について、私自身もカウンセリングルームの方に相談したことがあった。「情報共有」の点について難しいと思ったのが、個人情報の絡みであった。本人が許可をしない限りカウンセリングルームから情報を教えることは難しく、また教員側からこういう学生がいるという情報を流すのも難しい。組織としてどうしていくのか、全学的にある程度決め、法律的な面も含めて配慮していかなければいけないと感じている。他の教員が同じように支援体制等を把握しているかについては、担当している学生が該当している場合、もしくは興味がある場合には、当事者という立場で情報を集めているので知っていると思うが、把握している人としていない人がいると思う。経営学部では、本年度、試験に際して「合理的配慮」を本人から求めてきた学生のケースがあったので、教授会でその学生がどういう状況であるか共有することができた。本人から言ってきたもらえれば、教授会で学生の情報共有ができ、できる限り経営学部の教員全体でサポートしていく判断ができると感じた。
- 李：障害学生支援協議会のメンバーであり、学生生活委員でもあるので、本日の内容については理解していた。法学部の教員がどれほど情報を共有しているかについては分からないが、学部として情報を共有していこうとなっているので、障害学生支援室の年報等の資料について、PDF化して全教員に情報共有をしている。個人的には、個人情報保護法を学会等で報告したこともあるので、法律の面ではある程度理解しているレベルだと思う。やはり、現場でどこまで情報共有を許すのかは難しいと思う。例えば女子学生が「こういった障害を持っているが、どうすればいいか」という相談に来た時、学生本人ではなく、親が医者と相談して相談にくることがあるが、本人の意思が重要である。本人の意思がなく、親からのみでは情報共有に踏み切ってはいけないと判断して、教授会内限りとして共有するに留めてい

る。学生支援というのは、入り口から始まっていると思う。障害を持っている学生が今後入学してくる場合、組織的にある程度の対応があった方がいいように感じるが、法律の面もあるので、悩ましいところであると感じている。

- 児嶋：社会福祉学部は学問領域でもあり、発達障害のある学生が毎年入学してくるので、教員は障害学生への対応や支援については理解し、今日話した状況については把握できていると思う。学部としては、今年度発達障害について検証等を行っている。私が学部の障害学生支援の担当をしているので、他の先生から話を聞くようにしており、また、学生自身からの申し出はなくても、非常に困難を抱えている学生は見たら分かるので、そういう学生をどういった支援に繋げていくかを考えている。熊谷の支援体制で、コーディネーターの方たちと連携して対応しているが、発達障害の学生に対する支援を手厚くしていくことは、まだ体制として難しいところがあると感じている。コーディネーターの業務としての学生対応である具体的な対応と、統計・調査への回答やノートテイクに対する講習の調整等の事務的な作業が非常に増えており、事務的な作業と本来コーディネーターが行うべき、具体的な支援とを分けて考えていく必要があるのではないかと感じる。コーディネーター自身、統計上、表に出ないような仕事もせざるを得ないので、課題として、コーディネーター自身の専門的な支援と事務的業務とを分けていく必要があるのではと感じている。
- 鈴木：個人としては以前、学科主任をしていた際、ちょうど発達障害の問題がクローズアップされていた時期で、学科の中で学生間のトラブルが発生し、こうした問題に対応してきた。また、障害学生支援室が出来る以前に、学部学科として聴覚障害のある学生を受け入れ、大学から支援を受けられない中で、カリキュラム対応や、他学生への影響を見ながら対応した経験がある。現在も障害のある学生が在籍しているが、カウンセリングルームや障害学生支援室にお世話になっている。地理学科は、卒業要件に約10日間の校外での実習プログラムがある。特に最近気になるのが、LGBT問題であり、通常であれば、男女別に部屋の仕分けをするが、そうはいかない状況が実際に発生している。事前に学生から要望があれば対応するようにしている。教員間の情報共有が大切だと思っている。また、聴覚障害の学生に対しても、できる範囲で積極的に受け入れて対応している。障害学生支援室、担当教員、学科主任が中心となって対応をしていく体制を構築している。支援を要する学生の場合、1・2年時は上級生が対応できるが、その学生が上級生になったときに誰が対応するのかという問題は、いつになっても付きまとう問題であると感じている。
- 高比良：心理学部の学生の傾向として、障害学生支援室やカウンセリングルームにお世話になっている人も多いと思う。心理学部の先生方は、精神障害や発達障害に関して、心理学の知見を持っているので、具体的な対応方法はある程度は知っている。しかし、知ってはいても、実際に「合理的配慮」はどこまでなのかを判断することは難しい。そこで、心理学部の学生から、実際に支援の要請があったときには、支援室のコーディネーターに間に入ってもらい、様々なやり取りの中で、学生がここまで自助努力する、教員もカリキュラムポリシーに基づいて、ここまでだったら支援可能であるというところを提案し合い、お互いが納得できるような形で支援を進めてきた。支援を要請していた学生も、最初はできないことがたくさんあったが、支援室とのやり取りを通して少しずつできることが増え、正に成長を見せてもらったことがあった。このような経験を通して、学生支援については、机上で考えているだけでは分からないことが多く、実際の対応例について知ることで、理解が進むと感じた。そこで、実際の対応例を元に学科で意見交換する機会を設けたり、学科の中だけでなく、学部でも意識的に情報を共有する機会を設けて障害学生支援室の室長に現状をお話いただいたりしている。その場でも、先生方から様々な質問が出ており、心理学部では、有効な支援方法について学ぶ取り組みを行っている最中であると感じた。障害学生支援室やカウンセリングルームには、これからもお世話になることが多いと思うが、お互いに連携しながら、上手な形で学生の支援をしていけたらいいのではないかと感じた。
- 伊勢崎：学籍を担当している部署では、休学退学の際に相談を一次的に受けて、場合によってはカウンセリングルームや、学部につながることもある。また、試験時においては「合理的配慮」の中で試験をどのように行うかについては学事課で対応している。基本的な情報については理解していると思う。教員もそうかもしれないが、職員の中で難しいと思うのは、学生が何かしら問題を抱えていたときに、勿論、連携していることは把握しているのだが、それがカウンセリングルームなのか、学修を進めていくため

に「合理的配慮」が必要だから障害学生支援室なのか、どちらを学生に勧めるべきかまでの理解を、特に学生対応をする全ての職員が理解しているかは、個人差があるのではないかと感じる。ただ、学生に対応する部署は、学生部以外にも多々あり、なんとなくというところで仕分けをしていたり、学部の教員と共有して対応していたりする部署もあったりする。さらに、発達障害なのか不明瞭なグレーゾーンの場合、支援室に促すのか、学部と協力しながらグレーゾーンの部分に対応していくのか、難しいと感じる。なんとなく分かっているが、正しく学生に対応できているのかというと、100%ではないと感じている。

- 末岡：4月より学事部長となつてから、障害学生支援協議会の会議に出席するようになって、このような支援の内容を知り、基本的な知識は身についた。昨年度以前は、ここまで知っていたとはいえ、知らなかったと思う。法学部事務室の事務長をしていたときは、そういう学生がいるという情報が入ってきて、学部の中でどうするか話をする中で、事務長の立場でどうしたらいいのか悩み、とりあえずカウンセリングルームに促していた程度の知識であったと思う。
- 前田：皆さん色々な考えがあることが良く分かった。私が特に気になったのは、学部としてやっているところと、そうでないところがある中で、個人情報の問題をどう扱うかである。やはり線引きの点で、名前を出さないでカウンセリングルームに繋ぐ、相談するなど、手続方法を見直す、最初に相談を受けた人がフォローをしすぎることがないように、情報共有できた方がいいのではないかと聞いていて感じた。これがどうしたら対応に繋がっていくのか、大学の上層部まで情報が届き、整うのかと思いつつ聞いていた。この情報共有が良いほうに進むことを期待したい。
- 松尾：話を聞いていて、1点難しいなと感じたのは、どうやってそれぞれの情報を共有しながら、修学支援、生活支援を保証していくのか、質保証のかたちで支援を回していくのかという点である。支援体制としては非常によく出来ていると思うが、この支援体制の仕組みを、どういう形でより機能的な形にしていくのかが重要なのではないかと感じた。一つの例として、立教大学では、1970年代から視覚聴覚の障害の方を受け入れてきた。その学生を誰が守るのかといったときに、上からではなく、教職員が守るしかないといった認識と経緯があった。そこで1994年に、障害学生支援(特に身体障害学生支援)に向けた支援体制を考える際、協議会という形はとらず、関係部署の職員、あるいは関係する各学部の教員たちによって、ネットワークの形でゆるやかに繋がりながら、対応していく仕組みを取ってきた。現場を知っている若い職員から、より具体的な議論が起きたこともあった。一方で、貴学の協議会を見てみると、部会員のメンバーは各学部からではあるが、職員とともに考えられるような体制を構想するのも一案ではないだろうか。立教大学では2011年に支援室を設置した。その際、ワーキンググループを作って、職員と教員が一緒になって考えることができるような仕組みを作った。支援体制の在り方、修学上の支援の方法、教務上の対応の仕方、入学する際の受け入れ方の対応等、多岐に渡るものを教職員が一緒になって検討した経緯がある。そうすると課題の共有という面で、リアリティをもって教職員間で共有されていった。共有された課題意識から、障害学生支援の行動計画や、障害学生支援室の設置等へと繋げていった。2015年から発達障害の支援、そして、2018年あたりから精神障害の支援へ広がっていった経緯がある。コーディネーターの業務多忙の問題も含め、貴学の協議会をより機能的にするために課題の共有の仕方を、支援ネットワークという方法も視野に入れながら、解決していくことを検討してみてもどうだろうか。そこから出てきた案について、大学側が財政的・実質的支援を展開していくことで貴学の支援体制がより完全な形になっていき、質保証に繋がっていくのではないかとと思われる。
- 篠田：立教大学の対応方法は研究させていただいていた。発達障害に取り組まれていたプロセスで、現場の教員とネットワークを組んで対応していて、学ばせていただくことが多かった。本学の場合には、もともと支援協議会がケース検討という形で立ち上がり、一つの事例に何時間もかけてもんでいるような、密度の濃い会議で成り立っていた。増加していく件数に対応できないということで、支援室が作られた経緯がある。正にご指摘いただいたように、コア・チームの中で、学部の教職員のどのような経験者を呼びこんでいくのかは検討中で、情報共有の場としては、各学部のFDの機会に障害学生支援室が参画して、学部の教員を含めて取り組んでいけるような場を形成している。なかなかネットワークを柔軟に広げていく、情報を取り込みながらやっていくにはリソースがないので、コア・チームの経験値を上げつつあるところである。支援協議会の現在の姿は、なるべく短時間で支援室からの情報提供を行い、

特に、学事やキャリアサポート、入試の情報を重ね合わせて、支援室とコア・チームの情報では足りないところを出してもらい、全学的な取り組みとして決定していくことが主となっている。見かけ上、こういうシステムを取っているが、実際に機能的に動いているのはコア・チームである。全学的な取り組みとしても、最低限必要などころをすくい上げているのが現状である。

- 松尾：教員に共有してもらおう際に、特に学部との共有という面で考えた場合、発達障害の学生が自ら「支援してください」と言ってきたとき、認定は誰がやるのかという問題がある。認定方法として、室長とコーディネーターだけで認定するという方法を採用すると学部の教員の理解と認識が深まらなくなってしまう。そのため、例えば、立教大学では、学科長も必ず入ってもらい、学科長と室長とコーディネーターで、「特別な支援を要する学生かどうか」について、認定することとしている。そうすると、学科長が所属している学部や学科の他の教員たちと情報を共有することで、学部や学科の教員各人において障害に対する理解と支援に対する構えができてくる。発達障害のみならず、聴覚障害、視覚障害のある学生に対しても事前に情報を共有しながら、学部・学科の教職員による対応を進めていければ、最初は慣れないが、障害学生支援の知識が深まり、技能が向上するものと思われる。
- 松下：少し関連するが、仕事柄、経営に関する課題解決をしているが、その中で退学者数は、経営の数字を表す一つである。どのように退学者をしのぐのか。資料の数値を見ていて、学部間においても差があると感じた。退学者をいかに減らしていくか、目標数値を設定して取り組まれているのか。特に学部間、例えば、心理学部が1%台と低い数字だが、個々で心理学部が取り組まれている対応が素晴らしいのではないかと思うが、他の学部情報共有されているのか。設定目標の有無と、どう取り組まれているのか、また、各学部からの成功事例をどのように共有しているのかなど、現状を教えてください。
- 伊勢崎：現状、退学者数については、第1、2期ともに各上長が出席した会議にて共有はしている。ただし周知報告に留まっており、各学部がどういった数値目標を設定しているか、またその達成値を報告したことはないので不明である。学事部としては、学部ごとに数値目標をもっているのか聞いたことがないので、ぜひ聞いてみたい。各学部が退学者を減らすための取り組みをしていることは聞いているが、どういった取り組みをしているかなどの共有をしているかは分からない。共有はしていないのではないかと。何か良い取り組みをしているところがあれば、ぜひ教えてください。
- 李：法学部で退学希望が出た場合は、面談を受けさせている。どういった理由か等、面談シートに記入してもらい、担当の先生と面談をしている。1年生については、基礎ゼミ担当の先生が行っている。先日、ちょうど面談をした学生がおり、真面目な学生ではあったが、課題が提出できていなかった。その後事務室から連絡があり、他大学を志望しているとのことだった。法学部には合わず、他学部にも所属したいとのことで、前向きな理由であったことから退学の手続きをした。ゼミに所属していない学生や留年している学生、ゼミに所属しているが夏休み期間等で担当の教員がいない場合は、本人の希望があれば、学生生活委員の教員と学部とが連携して、対応をしている。
- 松下：心理学部の退学率が低いので、有効な取り組みをしているのであれば、教えてください。
- 高比良：今、お話があった法学部と変わらずに、休学や退学する学生に対して面談を行っているが、一つ特色があるとすれば、成績不振学生の把握を学生支援委員が系統的に行っている点である。各学年において、取得単位数があらかじめ定めておいた基準単位数までに届かない学生をリストアップして、必ず担任教員が面談をしている。1、2年生であれば、基礎ゼミの担当教員が、3、4年生はゼミの担当教員が面談を担当する。面談の際に、成績不振の理由のカテゴリーをいくつか用意しておき、Aであれば授業についていけない、Bであれば友達との仲が上手くいかない、Cであれば家庭や経済の事情等、いくつかのカテゴリーに分けて把握を行っている。心理学部では、この成績不振の理由を学生支援委員が毎年集計しており、個人名は出さないが、成績不振者の人数や理由の割合等の情報を学部で共有している。自分の担当学生に対しては、どのような理由、状況で成績不振となっているのかを具体的に把握している。また、本当に思い詰めた状態にいる学生の退学を止めることは難しいので、早めに対応するように心がけている。具体的には、1年生に関しては年2回の面談を行っており、1年生が終了した時点に加え、半期が終わった時点で必修科目を落としてしまった学生には面談をしている。1年生の場合、早めに対応すると、成績不振学生から回復する可能性が高いためである。また、卒業後の未来像が見えないことにより退学を考える可能性もあるため、出口支援も重要であると感じている。そこで、学部独

自の就職支援ガイダンスを毎年開き、先輩たちに卒業後の進路を伝えてもらうようにしている。後は特別なことはしていないので、他学部と同じように対応しているのではないかと思う。

●藤間：先ほどの話に戻るが、私は、3つの特別養護老人ホームと発達障害の施設の理事長をしている。2年くらい前から「我がこと、まるごと」、これを言い続けている。それと「地域共生」である。施設内において、マンツーマンで指導をしている状況だが、すごい潜在能力、多様性がある。「合理的な配慮」であるとか、これから増々法的になってくればくるほど、捉え方がノルマとして見るのか、方針として見るのかの差ではないかと思う。方針として見ると、トップが「我がこと、まるごと」と言わざるを得ないと思う。そうすると、それなりの体制が整う。障害者には将来不安に対してそれを打ち消すような一つの能力を身につけさせてあげることが必要なのではないか。社会福祉学部や心理学部があるので、老人施設に障害者施設がセットになっている施設、こちらを社会への出口としての移行機関として備えることが重要である。場合によっては、学校外の事務の分業化により、その障害者が働いている実例を見せるということが、大きな方法ではないかと思う。たまたま障害者施設の理事長であったので「共生」というのを行った。今、いちご農園では毎朝、列を作って買いに来る人がいて、パン屋のイートインは地域の一つのたまり場になっている等、地域現象が起きている。それが社会的に障害者施設にとって、生きる道になっているわけである。その辺りの出口も構図の中に入れて、一つの方針を作ることが必要な時代ではないかと思う。

○篠田：おっしゃる通りで、卒業生・OBが重要な資源である。当事者である彼らが開拓しているのは、単純に、社会に出て行って「合理的配慮」があるという前提で生きていけるほど、甘くないことである。それをFDの会議等で話したり、後輩たちへアドバイスをしたりする場があれば来てくれる、そういった機会を少しずつ進めている。既にいくつかの施設に卒業生が行っているのだから、こうした卒業生の情報をフィードバックする機会は、障害のある学生たちにとって、将来の生き方のひとつの背中を見る機会となっている。「共生」しながら身近に理解を進めていくのは、すぐにできることではなく、時間がかかることである。卒業生の資源化ということが重要になっていくと思う。

●樋口：中高の現場では、私が37、8年前に教員になった頃、LGBTなんて話が出てくることは思いもしなかった。不登校や発達障害が、今ほどクローズアップはされていなかった。今、LGBTの方が8%くらいと日本では一つの数字として出ている。現在勤務している女子高の場合、約600人の生徒数であるが、それでも潜在的に、40数名いてもおかしくないことになる。最近是一般企業でも女子の制服をスカートではなく、スラックスにするというような話も出てきている。自分の学校もそろそろ考えていかなければならないのかと話をしているところである。通信制という話が出たが、私立中高協会が催す入試相談会に最近必ず出てくるのが、沖縄に校舎があり、そこに年1回修学旅行を兼ねて行き、後は全てネットというスタイルの「N高校」である。NHK学園など従来型の通信制高校では、書類のやり取り、郵送が主で行われていたのが、ネット社会になったのでネットでもって普通の授業はOKであるという高校である。そのN高校が、入試相談会では長蛇の列である。いわゆる発達障害や不登校、引きこもりでなくても、そういったスタイルで高校生活を送ることが認知されてきている。

LGBTの話があったが、社会的には障害ではなくて、男性、女性、もう一つの性としてあるのが、当たり前となってきている。同じように、発達障害、不登校で大学に入学してくるのも、当たりの時代になってきている。自分の学校でも中学時代を不登校で過ごして高校に入学してくる生徒がいる。高校受験の際、調査書を見ても分からず、入学してみると、なかなか登校できない生徒がいる。実際に、中学を不登校で過ごして自信はないけど、どうしてもこの学校に行きたいと入学してきた生徒がいたが、残念ながら登校できず、他の高校には行けるかもしれないと、本人に確認をして紹介したが、入学した最初の日だけ登校し翌日からは登校することができなかった事例があった。

私どもの学園は、男子中・高、商業高、女子中・高で構成されるが、カウンセラーは常勤が1人、非常勤が交代でいる状態である。カウンセリング室も予約でいっぱいのため、区で行っているカウンセリングも利用してもらっている。先ほど、心理学の先生から「担任」という言葉が出たが、中高は担任が主導になる。担任が全てを負っているのだから、頑なで昔ながらのやり方をする先生のクラスは、退学率が他と比べて高くなっており、1クラスから数名退学したこともあった。退学率は経営に反映されるとの話があったが、大変残念な結果であった。現場としては、先生ひとりの力に頼らざるを得ない状況が、

その結果を招いたと感じる。カウンセラーさんや職員の方々との協力体制のもとに様々な学生を支援している貴学の状況はうらやましい限りである。

どの程度参考になるか分からないが、通信制高校も含めて、中高の現場の状況についてお話をさせていただいた。

- 守田：私も詳しくはないが、素晴らしい取り組みをしていることがたくさんあると感じた。大変なことでもあり、これからも課題はたくさんあると思う。私は就職した後で受け入れる側の立場なので、そちらの側の切り口から話をさせていただきたい。先ほど話があったように、大学は最後の学生時代であり、卒業後は社会人としてやっていくが、社会人になったら自立して生活していけるような学生を送り出していく場だと思う。その中で進路支援について、障害がある学生、特に発達障害や精神的な障害がある学生に対して、大学全体の考え方・対応はあるのか、あるいは、学部個々の考え、対応があるのかをお聞きしたい。

障害がある学生がいて、就職課等でフォローしていく方法があるのかといったことが分かっていないと、受け入れる側の立場としてアンマッチの部分が出てくる。就職してみたが、結局仕事ができない、本人にやらせたい仕事もない等となると、お互いが幸せではないと思う。発達障害は難しいので、本人がオープンにするかは分からないことではあると思うが、そういったところのフォローはあるのかという点である。つい最近、非常に優秀で有名大学の学生で、クローズなクエスチョンでは能力を発揮、試験等はよくできるのだが、大学に入学してみたら、ある意味オープンなクエスチョン、つまり人前で何かを話そうとすると全くできない学生がいた。本人は大学に入ってから、おかしいなと感じ、4年生になったときに発達障害であると自ら障害者手帳を取得した。障害者枠で就職しようとした学生で、コツコツとやっていく能力は高いが、企画的な部分、発想力をつかって何かをすることは難しい。だが、細かいことを調べる等、知識はある、そういった特徴の学生であれば、こういう仕事ができる、もしくはそういった会社や施設に就職した方が、恐らく本人も幸せになるのではないかと思う。ところが普通に就職し、その会社では使えないとなると本人も辛い。本人側に立って考えてあげることが学生のためになると思う。本人が障害者であることを認めたくない、他人に知られたくないことも分かるが、将来を考えたときに、就職して、その仕事に自信をもって自立してやっていくフォローをしていくことが大切なのではないかと思う。それについて、大学で就職支援をするときに、何かおこなっているのか、もしくは、就活をしているときに、そのような学生がなかなか就職できないという場合、こういった切り口で考えてあげる必要があるのではないか。学部の先生もそうだが、就職支援課、本部の方も含めて、学生にとって1番良い形をとっていき、受け入れる側も一緒に取り組んでいけば、適材適所ではないが活躍していけるのではないかと、最初から考えることができればいいのではないかと。企業は、障害者（雇用）比率が現在2.2%、今度は2.3%に増える。よって、障害のある方たちが何かできることがあれば、別枠で就職できる場合がある。世間一般的に障害者枠があり、それが幸せな進路選択の一つかもしれないので、本人は認めたくないかもしれないが、そういった面も考えて指導してほしい。障害者手帳を取得した学生も先生からは、「そこまでやらなくてもいいのではないかと」と言われたが、本人が考えて障害者手帳を取得し、障害者枠で自分に適している仕事がしたいとのことで選んだ。本人も含めて色々な考え方があるので、少なくとも発達障害や精神障害等の障害のある方が、社会に出て活躍していただくことが大切であると感じる。本来活躍できる場があるにも関わらず、そうではない形で就職をして、自信をなくしてしまうような世の中にしない為にも、学生と第一線で接している大学の方たちが、色々な考えをもっているというのもありなのではないかと感じた。

- 篠田：色んな局面が前景にあって、30年近くこの問題について追いかけてきたが、恐らく発達障害という概念そのものという人を見た人はいないのではないかと思う。目の前には発達上の困難さがあり、生きにくさがある、そこが障害であるという認識はなかなか入りにくい現状の中で、どう支援したらいいか、といったことが問われている。ご指摘のように、我々のところでも、まず、自分自身が障害を理解するという難しさがある。「自己理解」というやっかいともなる課題があると相談スタッフから聞いている。相談の半分以上は職業決定や進路決定の支援でもある。発達障害については、色々な社会的支援が整ってきていて、キャリアサポートを通して、精神・発達障害の進路支援をしている団体あるいは公的機関といったところにアクセスし、キャリアサポートと共同で情報提供の機会を研修として設けてい

る。学生も参加をすると、まだ数は少ないが、「気になる」と言って来てくれる学生もいる。そういう機会を増やししながら、自分に合った支援先、就労先を選択していく助言、背中を押す作業をしている。残念ながら、学部卒業までの間に自身が、障害者枠を使いながら就活するという決断ができない学生は少なくない。また発達・精神障害をもっている学生は、一般枠で行きたいという強い希望がある。そして躓いた後の支援も実は継続して行っており、卒業後3年に渡って、指導教員の立場であれば3年どころか5～6年支援をしていくが、次のステップで、やっと障害者枠に進んでいく学生がいる。この辺りは丁寧にやらざるを得ない。この対応については、現実的に非常に時間がかかる。4年間かけて丁寧にやりながらも4年で終わらないので、6～7年かかっていくという実感がある。実際にこうした学生が色々な場面でドロップすることがあって、私も心理学部の教員としてドロップ率に苦しんできたが、まず確実に卒業させることを大事にしている。私のゼミの場合は、8割方当事者の学生であつたりもする。この8割を確実に卒業させるためには、「指導」ではなく「支援」として対応していく。これによってなんとかなっているという現実がある。これは身を削る作業である。全学的にこうしたところがもう少しシステマ的にならないかと思っている。

- 守田：恐らく難しい問題であることは、重々分かった上で発言させていただく。永遠の課題かもしれないが、本人が自覚しない限りは難しい部分であると思う。卒業して、就職して、そこで失敗してしまうのは、それはそれで良いという考え方もあるのかもしれないが、受け入れる側は少し厳しい。その体制というのは我々も悩みながら考えている。SPI テスト等色々な面を見て面接もしながら当然やっていくが、入社したら一生懸命育てていただきたいと思う。だが、なかなか上手くいかないとなったときに、発達・精神障害の部分が元々あったのか否か、一企業、一大学でどうこうという話ではないのかもしれないが、社会そのものが何かをやっていないと、無駄な部分があるのではないかと個人的に思っている。もう1点、聴覚障害の方というのは、就職しても仕事はあるが、視覚障害の方は、修学の面でもあると思うが、就職するときに、どういった形で支援されるのかお聞きしたい。自分の会社でも、元々目の状態が悪くなかったが、入社して急速に悪化して、ほとんど見えなくなってしまった方がいるが、そういう方は、今の時代なかなか仕事がない。会社全体としても受け入れていく体制がなかなか取れない。仕事となったときに、どういった形で紹介されるのか、もしあれば教えていただきたい。
- 児嶋：社会福祉学部には、視覚障害の学生が在籍しており、弱視の学生であるが、自立歩行もでき日常生活の自立もしている学生である。全盲の学生とは違うが、情報補助の配慮は行っている学生であり、本学で対応している現状である。先ほどお話しされたような、障害者枠で採用され、ある程度配慮を受けたら仕事ができるような学生はいる。社会福祉学部では、教員を目指している学生がいる。視覚障害の教員というのは教育の現場で必要とされており、就職する場合もある。また、施設などで弱視の学生の対応をしている人もいる。全盲の学生は対応経験がない中で、情報補助をどう行うか、社会福祉学部に修学相談、進学相談がきている中で、全盲の学生が入学するとなったら、その学生をどのように支援していくかの具体的な支援については、支援室と「具体的にになったら対応を考えていきましょう」という話をしている段階である。
- 篠田：心理学部では、全盲の学生が入試の事前相談には来ている。また、心理学部には進行性の病気を抱え弱視の状態も進行しているが、診断が確定していない学生も入学して卒業している。その場合、会社側はその人がどこまでできるのかという評価の情報を使うと思うが、こちらがその準備をして繋いでもいる。その中で、弱視の学生も障害者枠での仕事を成功させていくというのが使命になっていると思う。

3. 委員コメント

- 松下：修学支援の綿密な取り組みや現場の状況を聞いて勉強になった。学生支援の中でも障害者への支援、LGBTのお話、カウンセリングの充実したお話を聞きながら、改めて思ったのは、学生支援の中でも、建学の精神、仏教精神に基づいた、弱い学生に対しての支援が充実すればするほど、大学としても学園としても、一つの大きな特徴になると思った。「立正だからこういう支援」というような方向に繋

がるような取り組みであると思った。色々な課題があつて取り組まれている訳だが、特に一つの力点を置くということも、学園の特徴を出す一つの方向性かなと感じた。

- 樋口：勉強になった。身近に学べるのが二点あった。一つは居場所を作ること、もう一つは（1年生は）面談を年2回実施、「ABCD」の種類別評価を行うことである。（自分の勤務先では）担当がそれぞれ目標を作って、次の学年のために引き継いでいるが、文章で書いており分かりづらい。とりあえずABCDで種類分けをするというのを、全学的に引き継いでいければと思った。（勤務先でも）みんなが分かりやすい形で、引き継いでいけるような形に早速、改善していきたいと感じた。短い時間であったので、まだまだ話したかった。大変良い勉強になった。
- 松尾：大変良い学びの機会をいただいたことに心から感謝申し上げたい。その学びから感じた点を3点お話しさせていただきたい。1点目は、カウンセリングの件だが、先ほど貴学では相談件数が年間3,000件あり、どんどん増えているという話があったが、ある私立大学の例では、約2万人の学生で、相談件数が年間約5,000件である。実人数は、2.8%~2.9%、約600人の学生が相談に来ているということである。貴学は先ほどの話だと250名くらいとのことで約2.5%、特別多いという数字ではないものと思われる。立教大学のカウンセラーにお聞きしたところ、1番多い大学では、10%くらいであると聞いた。恐らくスクールカウンセラーの配置もあるが、相談に対する敷居が低くなっていることがベースにあるかと思う。学生が相談しやすいという点では、良いことかとも思うが、カウンセラーの皆さんの業務量の増大を勘案すれば、増加する相談人数に対する支援の人的強化が求められるのではないかと思われる。そのとき、学部との連携を、情報と連携をどこまでやるのかという、「チーム内守秘」をどこまで上げられるのか、そこをやっていないと、教育に活かせないということがあるので、その点もぜひ今後、検討していただきたい。2点目は、就職、キャリア支援についてである。今回そこまで議論ができなかったが、特に障害学生に対する就職支援、キャリア支援をどうやっていくのかは、重要な論点だと思われる。具体的な取り組みとして、例えば、立教大学では、就職した学生たちを呼んで、OBOG懇談会を実施している。こういう形で障害学生が先輩諸氏の話を知ると、「こういう形でやれるのか」と安心し、障害学生の就活等に対するモチベーションの向上と具体的な動きにつながると聞いている。また障害学生の就労支援企業があるので、その方たちに協力してもらって、スタディツアーという形でインターンシップを受け入れていただくことも実施している。受け入れてくれる会社と一緒に皆で訪れて、色々な話を聞くと、それがきっかけでインターンシップに繋がっていくということもある。就職ガイダンスやキャリア相談は個別に行う。丁寧にやっていく必要があるが、さらに就職支援にも取り組んでいただけると良いかなと思う。実際にさまざまな角度から検討されている貴学内のコア・チームの考えをどんどん引き上げ、具体化していけるような仕組みを作っていただければと思った。3点目は、建学の精神と障害学生支援という点である。貴学の建学の精神の一つに「和平を願い人類に尽くそう」という理念があるが、学生による障害学生支援はその理念を体現するものと思われる。現在、社会福祉学部、地球環境科学部、心理学部ではノートテイク等、いわゆる学生のボランティア活動を推進しておられるが、全学的にやってはどうか。例えば、立教大学では全学的な取り組みとして学生ボランティアの登録制度を実施している。現在、164名の学生ボランティア登録がある。その学生たちがノートテイクや音声ガイド、ポイントテイク、テキストデータ化を行っている。財源をどうするか等の問題もあるが、最終的に「学生が学生を支援する」構図になっていくと持続可能な形になっていくものと思われる。また、このような「学生による障害学生支援」は、支援する学生の貴重な学びの機会にもなり、「支えることで学ぶ」ことは重要な教育の機会となる。ぜひ、建学の精神を踏まえて、学生を活かした形でのボランティア育成、活用の展開を考えていただきたい。
- 藤間：精神障害は「予防」という一つのジャンルがあるのかなと思う。どうしたら予防できるか、カウンセリングだけではなく、自分の老人ホームでやっている取り組みとして「資格は何が取れるか」等の夢を持たせるかは大事である。「予防」という見方も一方で必要ではないかと思う。もう一つ懸念されるのが、家庭内所得が減ると思われること。働き方改革で、最も減ると考えられるのが中小企業事業者で、100万円近く減るのではないか。従って、対等であるとか、対等の気配であるとか、そこは緻密に見ていく時代かなと思う。それに応じた適切な対応が必要かなと思う。時代が変化しているときだからこそ、観察をしていただければという2点である。

- 守田：幼児虐待、児童虐待という話がたくさんあって、今ニュースでは実際亡くなられた方の話を中心となっている。先日ラジオで聞いた話だが、亡くなった子ではない子、メンタルで傷ついている子を、社会全体でフォローしてあげることが大切だといわれており、正にその通りだと思った。世間一般でいくと、なかなかそこまでの部分がない。以前、自宅の傍に児童養護施設を市が作った。いざ作ろうとすると、みんなが反対する。そんなものができてしまうと大変だというような空気があり、自治会長として交渉もしていたので少し寂しいと感じた。世の中全体も、色んなことに対してギスギスしないでやっていくということも大切である。虐待があった親も相当なストレスが溜まっていて、親がやったということ自体も本来は親も辛いはずである、ということを含めて社会全体でフォローしていくことも大切であると思う。そういったことから、立正大学の建学の精神に直接ではないが発信していき、「立正大学はこんな大学」ということが、みんなに理解してもらえるような大学になっていけばいいのではと思った。
- 前田：まず、今日、出席するまで、貴学がこのテーマを選んだ理由が気になっていた。学生支援、学修支援というと、世間で言われているのは、「学生が勉強しないからどうするか」という話だが、このテーマを選んだこと自体に学生を中心に据えた教育を重視するという貴学の姿勢がうかがえた。そしてこれを強みにしていくことは大変重要だと感じた。また、支援をあまり必要としない学生についても、大学という場を通じて、社会には様々な人がいること、共に生きることの重要性を学ぶ機会でもあるので、諸活動に学生を巻き込んでいければいいと思った。最後に、教員についてだが、教員の中には大学の学生支援の活動や様々な課題について「私は知らない」という人も少なくないと思われるが、最低限の情報は全員が「共有する」ことが重要であると思った。それが、貴学の質を高めるということに繋がるのではないかと思う。

以上

F. 2019（令和元）年度外部評価委員会を実施して

自己点検・評価担当副学長
宮川 幸三

本年度の外部評価委員会は、前田委員長（千葉大学 国際教養学部 教授）をはじめ、松尾委員（立教大学 コミュニティ福祉学部 教授）、樋口委員（京華女子中学・高等学校 教頭）、守田委員（城南信用金庫 常勤監事）、松下委員（株式会社船井総合研究所 上席コンサルタント）、藤間委員（熊谷商工会議所 会頭）の6名の委員にご出席いただき、大学、高校、産業界の各視点から、今回のテーマである大学基準7「学生支援」より「多様な学生の修学支援」について議論を致しました。委員会における議論の内容や外部委員からのご意見は前記の通りですが、特記事項として以下の4点を共有しておきます。

- ① カウンセリング等の相談件数の増加と受入体制強化
- ② 情報共有の仕組みづくり
- ③ 多様なニーズに対応できる就職支援
- ④ 建学の精神に基づく学生・就学支援の展開

①に関して、品川・熊谷両キャンパスともにカウンセリングルームの相談件数が近年は増加傾向にあることが報告されました。この点については外部評価委員より、他大学と比較して相談件数が突出して多いといったことはなく、むしろ相談に際しての学生の敷居が下がったという意味でポジティブに捉えて良いのではないかと、といったご意見をいただきました。一方で、外部評価委員および学内担当部局の双方から、相談件数の増加に伴う人員の増強など、受入体制の強化が必要であることのご指摘をいただきました。

②について、学生のサポートを行う際には、個人が対応するのではなく、教職員、カウンセラー、コーディネーター等が連携することにより、全学的な体制のもとで生活面や教学面など多面的なサポートをすることが必要である一方、個人情報保護の観点からどこまで学生の情報を共有するかは注意を要する、といったご指摘をいただきました。前者は障害学生支援室を中心とした現行のサポート体制のもとで支援の質を高め、より機能的な仕組みを検討すること、後者については、全学的に情報共有の範囲や方法に関するルールを定めることが必要である、といったご意見をいただいております。

③としては、特に障害学生に対する就職支援・キャリア支援をどのように進めるのか、といった点が議論されました。外部評価委員からは、大学と就労支援企業や卒業生とが連携し、懇談会やインターンシップの実施など企業の協力を得ながら個別に就職のサポートをする必要がある、といったご意見とともに、このような支援体制について、「立正大学障害学生支援コア・チーム」の考え方をさらに浸透させ、より機能的な仕組みについて具体的な議論をすると良いのではないかと、といったアドバイスをいただきました。

④として、特に障害学生支援は、「和平を願う人類に尽くそう」という本学の理念を体現するものであり、こうした学生支援の充実は、大学の大きな特徴になり得るので積極的に推進すべきである、といったご意見をいただきました。具体的な方策として、現在一部の学部のみで行われている学生ボランティアによるノートテイクを全学的に推進することなど、学生が学生を支援する体制を確立することが提案されました。

ここで述べましたように、これら4点に関しては全学的な課題や学部間で連携して取り組むべき課題がいくつかありました。①に関するカウンセリングルームの体制強化や、②に関する情報共有の仕組み作りについては、学長室が中心となって全学的に検討する必要があると認識しております。また、③に関する就職支援体制の強化や、④に関する学生ボランティア実施については、学生に直接的に関係する課題であり、全学部の協力のもとで担当部局と連携して検討していく必要があると考えております。

以上の検証結果については、内部質保証システムとして活用している「自己点検結果リスト（タスクリスト）」に掲載し、全学的・組織的に共有し、改善を図る所存です。

以上



立正大学
RISSHO UNIVERSITY